

査問委員会にかけ「不正入学の事実」について

査問委員会が真下・山脇両名を解任決議の理由とした「不正入学の事実」について、果してこれが不正入学であるか、あるいは歪曲されたものであるか、私にはありのままに事実と追及から話を進めたい。

昭和四年二月二十七日午後、カラシック・デサイと料の予備判定会議のとき、あの午後四時ごろの思わぬか、休憩時間を取ったとき、森信氏が理事長から吉田先生の子息さんより「頼む」といふと、彼の氏名と番号をその紙片に私に渡した。私がかうかつにも、吉田先生の子息が入学志願としていふことを知らなかつたが、森氏は「私は理事長の先生に、もう話かいつていふと思つていふ」と言つた。吉田助教は本学の卒業生で、村田理事長は二十数年前の友人であり、理事長の推薦によつて昭和四年本学に就任された方である。本学におきよば、教員の優遇策として、その子女は原則的には入学すというの、理事長の方針であつた。これは私学としては珍らしいことではなく、今より一月に教員組合の役員として一教授は

昭和五年 月 日

多摩美術大学

「本学の教員子女は原則的には何れも、無条件的に入学を認め、さらに授業料なども免除してほしむのだ」と述べたり、こゝろに各条件入学を支持する教員も少くない。

ところが、吉田元次郎君の成績を見ると、標準よりかなり下まわつてゐる。これを真下学長、嶋根学長に示して相談したが、この点教員は引上げざるゝが困難であつたと、判定会議再開後そのまゝに任じた。結局、吉田元次郎君は合格となり、その旨が本人に通知された。村田理事長はこういふので、「仕方ない」と残念

そういふはあつたが、せめて入学させよと無理は押さなかつた。ところが、三月二十七日から補欠の入学格への繰上げ作業が始まつたが、カラシック・デサイと料は入学辞退者が続出して、当初予定した入学者数に確保がなくなつた。こゝろに事態から教員優遇策として、吉田元次郎君に教育の機会をよそも考えられざるゝはほむと、吉田常務理事とにも、この事と理事長に相談した。理事長は「せめて入学を、責任はわれが持つ。教授会にかけざるゝ必要もない」ともいふた。私はさういふ森氏にこゝろを話して、同君に繰り上げる手続を進めさせた。しかし嶋根助教から「せめて教授会にかけざるゝ

があり、現代の日本のたゞの同題とは思われない。教員側には、これは人権問題や
あるという声も上つてゐる。

債務者側から提出された査問に因り、記録を見て、不審に思ふものは、教授会又は
同僚に打す。配慮から手続問題に違点なしのうとすものに対し、査問委員会は
これからの配慮が不必要な事を言ふたてて作り上げた「不正の事実」を拡大しよ
うとするところがある。学長と入試委員長の処断されるほどの重大なる事実ならば、
前途の二学生の入学取消や、古田助教の進退問題が現実化しなかつた配慮は
いらないといふであらうか。事実二月十日、古田助教は私に辞意をもちして来たか、
私は、それは私からの解任を効宣言と無にするものがあるからと言つて押し止めた。私は
与えられた恥辱に耐へ、大之内は古田先生の名誉と学生の将来のために、具体的に親
明するまではおぼつかず、理事長やその追随者は、故に入試中に拘束、大学の
名誉を失すものには事仲さうであらう、受験生もみな、在学生も勤惰と与えよ
うとするであらうか。もちろん教員も与えられた勤惰は深刻である。これはいつ自分の

首領と云ふの知れないという恐怖感も甚視であらうかある。現に今年、子供と本学に
受験させたあの教授は「私子供が入学したら不正入学ではなかと疑われないか」と
心配した。さらに三月五日、教授会から査問委員長とした高田忠教授が、自分は事後
高長の命令を受諾したを教授会の記録も検閲すると発言した事は、甚視であらう越権的
行為と意味する言葉である。もちろんこれに対し、反撥がある、めは押しに取消したよう
なわけになつたとなつてもある。

最後に付け加へたいことは、査問委員会の記録を見て驚いたところがあるが、学長と入試委員
長の解任の決定に実質的に参加した本学の教員は四名にすぎないところがある。それは
立休科の高田忠、平野祐夫、西教授、学科の奥野健男教授、油画科の田中昇
講師である(高橋教授は出席拒否したし、瀬島教授は謀られて出席しなかつた)。途中
から降り、サイン拒絶したを記録も捺印してない。その他に二名の職員と多摩美術
学園の理事がある。しかも右の五名奥野氏は教員組合執行委員長であり、教員
身分を復す立場の人である。わが四名の教員で、二方は平素教授会にほんんじ

出席しなかりはあまが、これほど重大な決定がなされた事は誠に不思議である。慥を
 審議の結果、最大の処罰である解任に達した事はなく、初めに解任するとういう目的が
 あつて休職を懲らしたにすぎない。表向きには九名をよつても、それは教授会から
 代表が冬かしたといふものではない。また、この事と裏側からいへば、大学教授の解任
 に、事務職員が冬かしたといふ事は、日本の大学史上見る類例と見ない未曾
 有りである。これでは今よりも教授会と母親とやり方である。大学に於ける教員の
 身分の保証は大学の自治、教育研究の自由と関連したものであり、その任免が
 教授会と母親とで行われるべきでないとは、今更には良識あるものなら、何人と
 いふまでも心得るべきであらう。

昭和五十二年三月十一日

山 脇 国 利